

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市は千葉県房総半島の東南部に位置し、都心から特急で 70 分の距離にあり、温暖な気候と海、山、川と豊かな自然に恵まれ、水産物、農産物等の一次産業を中心に地域に受け継がれてきた都市である。

当市の人口は、市町村合併をした 2005 年、「平成 17 年（2005 年）国勢調査」による人口 42,305 人から「平成 27 年（2015 年）国勢調査」による人口 38,594 人へとこの 10 年間で約 9%減少しており、年々減少に転じている状況である。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（2018 年推計）」によると、2040 年には 25,677 人にまで減少すると推計されており、自然減による人口減少のみならず、転入人口より転出人口の方が上回る社会減も人口減少の要因となっている。将来的に地域経済の低迷やコミュニティの存続等への影響が懸念されており、その対策が急務なものとなっている。

人口構造は、「平成 17 年（2005 年）国勢調査」による 15 歳未満の年少人口比率 11.4%、65 歳以上の老年人口比率 29.3%に対し、「平成 27 年（2015 年）国勢調査」による 15 歳未満の年少人口比率 9.5%、65 歳以上の老年人口比率 38.0%と少子化高齢化社会が確実に進行していることが窺える。

産業構造は、「2014 年経済センサス」による民営事業者数は、卸売業・小売業等の第三次産業が 1,304 社と民営事業者総数に締める割合が最も高く 75.9%となっており、次いで建設業・製造業等の第二次産業の 22.7%、農業・漁業等の第一次産業の 1.4%となっている。一方、「2012 年経済センサス活動調査」による企業 1 社当たりの平均売上高をみると、第一次産業が 300 百万円に対し第二次産業が 83 百万円となっていることから、第一次産業による比重が高いものであることが窺える。これは、当市が農水産物の販路となる都心に近い場所に位置することや、鮮度の良い良質な農水産物を求められていることから価値も高まり、売上高に影響されているものと捉えている。

産業別従業者数は、「2014 年経済センサス」による第三次産業従業者数は 8,635 人で 73.1%、第二次産業従業者数は 2,864 人で 24.2%、第一次産業従業者数は 318 人で 2.7%となっている。「2009 年経済センサス」による第三次産業従業者数は 8,439 人で 69.5%、第二次産業従業者数は 3,419 人で 28.1%、第一次産業従業者数は 292 人で 2.4%となっている。特に増加が目立つところでは第三次産業の医療・福祉従業者数が増加しており、市内の医療・福祉事業所におけるニーズが高まっていることが窺える。

このような観点から、当市は人口の減少、少子化高齢化の進行に伴う経済の縮小及び低迷が懸念されており、その打開策として地域内の中小企業者が生産性の向上等に

不可欠な設備等の早期導入を図ることで、働き方改革への対応等厳しい事業環境を乗り越え労働生産性の向上を図り、地域内経済の底上げを図る必要がある。

第一次産業については、農水産物等の資源確保や品質改良、付加価値向上等に取り組み、労働生産性の向上を図り経営の安定化と後継者確保に努める必要があり、第二次産業については、天然ガスを利用する製造業者があることが本市の特徴で、事業者が投与している機械器具等の積極的な更新により生産性向上が図られるものと期待する。その他、水産加工などの食料品製造、機械、繊維などの企業等においても、雇用者の確保と生産性の高い設備へと一新させることで、生産、販売又は役務の提供等により事業者の経営力向上を図る必要があり、経営者の意識改革を進め、経営安定化に向けた環境整備に努めていく必要がある。

## (2) 目標

当市は、中小企業等経営強化法に基づく支援措置について、経営者等の認識不足や設備導入等による効率向上検討など環境整備等に努める事業者が少なく、中小企業の労働生産性に寄与されていない状況であった。そのような観点から、事業者の経営力向上及び安定化に向けた環境整備の向上が必要であるとの認識のもと、先端設備等導入計画の認定事業者数を2年間で5社以上とすることを目標とする。

さらに、地域経済社会の活性化を図ることを目的とし、産業界、大学及び金融機関と共に横断的なネットワークを構築させている「いすみ市産学金官地域ラウンドテーブル」等の場において雇用への配慮を図りながら生産性向上に取り組んでいる事業者等の事例を掲げ、経営者の意識改革や経営安定化に向けた環境整備に努めるとともに、地域全体で地場産業の活性化及び地元雇用の拡大に関する事項を協議することとし、中小企業等経営強化法第49条第1項に基づく導入促進計画を策定し、市内中小企業等の先端設備等の導入を促し労働生産性の向上を図ることとする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とし、計画期間が3年間の場合は9%以上向上、計画期間が4年間の場合は12%以上向上、計画期間が5年間の場合は15%以上向上することを目標とする。

また、広域連携等も含めた地域の中核的な企業を中心とした取組に係る申請その他のグループによる申請については、グループ全体としての指標又は参加者個々の指標いずれでも用いることができることとする。

## 2 先端設備等の種類

当市は、中小企業者による幅広い取り組みを促し、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

但し、いすみ市では、市内の里山・里海の自然環境の保全・再生を通じた地域活性化を推進し、持続可能な生物多様性に富んだ自然と共生する魅力的な地域づくりに資するため、平成24年に「自然と共生する里づくり連絡協議会」を設立し自然環境の保全・再生に関する施策の推進に取り組んでおり、また、平成27年には「いすみ市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、田舎の風景・景観を活かした移住・定住施策や、自然と調和した美しい星空を活かし観光入込客数の増加を図る施策を展開している。更には、平成28年に「地域再生計画」を定め、地域に受け継がれてきた素晴らしい食材や景観を活かした施策に取り組んでおり自然景観の確保及び配慮の観点から太陽光発電施設については、市内の自己の所有に属する建物に設置するものに限るものとし、売電を目的に行う太陽光発電施設（土地に自立して設置するものなど）については対象としない。

## 3 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

### (1) 対象地域

当市の産業は、農業・漁業等の第一次産業、製造業等の第二次産業及び卸売業等の第三次産業等、いずれも重要な産業であるため、中小企業者による幅広い取り組みを促し広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画における対象区域は当市の全域を対象とする。

### (2) 対象業種・事業

当市の産業は、農業・漁業の第一次産業、製造業等の第二次産業及び卸売業等の第三次産業等、いずれも重要な産業であるため、中小企業者による幅広い取り組みを促し広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする業種は、全業種を対象とする。

また、本計画においては労働生産性年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の期間は、国の同意した日から2年間とする。

## (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・雇用の安定に配慮する観点から、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・設備導入に伴い人員増加が図られることを理由で、労働生産性に関する目標に達しない事業者については、その労働生産性に関する目標に達しない事だけを理由として認定の対象としないよう努める。
- ・健全な地域経済の発展に配慮する観点から、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・市税を滞納している者は認定の対象としない。
- ・いすみ市環境基本条例（平成17年条例第119号）、いすみ市環境保全条例（平成17年条例第120号）等、環境に配慮した計画とすること。
- ・先端設備等導入計画の認定のため、必要に応じ追加の資料等の提出を求める場合がある。その場合、事業者へ過度な負担とならないよう必要最低限のものとする。
- ・先端設備等導入計画の認定及び手続きに関し、法令の範囲内において簡素化及び合理化を図る等、事業者への負担を軽減するよう努める。
- ・先端設備等導入を実施しようとする事業者に対し、当該中小企業の行う事業に関する経営方法又は技術に関する助言、情報提供、その他必要な施策等を総合的に推進するよう努める。
- ・先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況についての調査等を実施する場合がある。